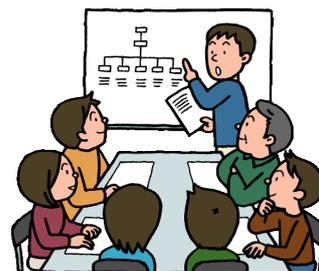


窪川小学校 地震 対策マニュアル



四万十町立窪川小学校

〒786-0082

高知県高岡郡四万十町琴平町7番8号

TEL : 0880-22-0102

FAX : 0880-29-0383

児童が学校にいるときに地震が発生した際の 対応マニュアル

地震発生



1. 児童の安全確保（第一次避難）

- ・頭部保護・机の下に避難
- ・負傷者の確認と処置
- ・二次災害の防止
- ・施設、設備の点検

(揺れの度合いを判断して)

震度5弱以上

(揺れがおさまり次第、校舎外への避難指示)

2. 屋外へ避難（第二次避難）

- ・安全経路の確認・児童への指示、誘導
- ・避難集合場所に整列（「おかしも」の徹底）
- ・人数確認【担任（子ども）→校長に報告】
- ・負傷者の搬送

震度4以下

- ・情報収集及び関係機関との連携
- ・安全確認→通常授業→下校
〈災害状況に応じて〉
- ・屋外への避難
- ・一斉下校
- ・「放課後子ども教室」「うり坊」へ引き渡し
確認〈担任〉

3. 学校地震対策本部設置（校長・教頭・指定教職員・養護教諭他）

- ・情報収集及び関係機関との連絡・連携（校長・教頭・指定教職員）
- ・今後の対応について対策を検討（校長）
- ・緊急連絡網での連絡（担任）
- ・負傷者対応、児童の心のケア（養護教諭他）
- ・「放課後子ども教室」「うり坊」との連携（教頭・教務）
（「うり坊」職員は、学校で児童・保護者対応を行う）
- ・四万十町役場職員との連携（備蓄庫）

4. 引き渡しを実施

- ・引き渡しチェックによる確認を行う。（引き渡し人は親族に限る）

○情報発信（使用できない場合有り）

- ①連絡システム「すぐーる」
- ②携帯電話・メール
- ③防災無線
- ④災害用伝言ダイヤル（171）

※発信不可能の場合は、児童は学校で保護します。

5. 児童保護の継続

- ・親族が来校できない場合は学校で保護

翌日からの措置について
自宅待機をして、学校からの連絡を待つ

休み時間中における地震発生時の児童の第1行動（始業前・時間中含む）

「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」安全な場所へ身を寄せる

《校舎内にいる場合》



| 現在地 | 第 1 行 動 |
|---------------|--|
| 教室内 (特別教室) | ○窓や壁際から離れ、机の下に潜って揺れのおさまるのをまって避難する。 |
| 廊下・階段 | ○教室側の柱に身を寄せたり、近くの教室の机の下に潜って揺れがおさまるのをまって避難する。 ○階段をかけあがったり、廊下を走ったりすることは、危険ですので絶対にしない。 |
| 体育館 | ○中央部に集まってしゃがみ、揺れのおさまるのをまって避難する。 ○あわてて外に飛び出したりしない。 |
| トイレ | ○ドアを開けて動かないでいる。揺れのおさまるのをまって避難する。 |

《校舎外にいる場合》



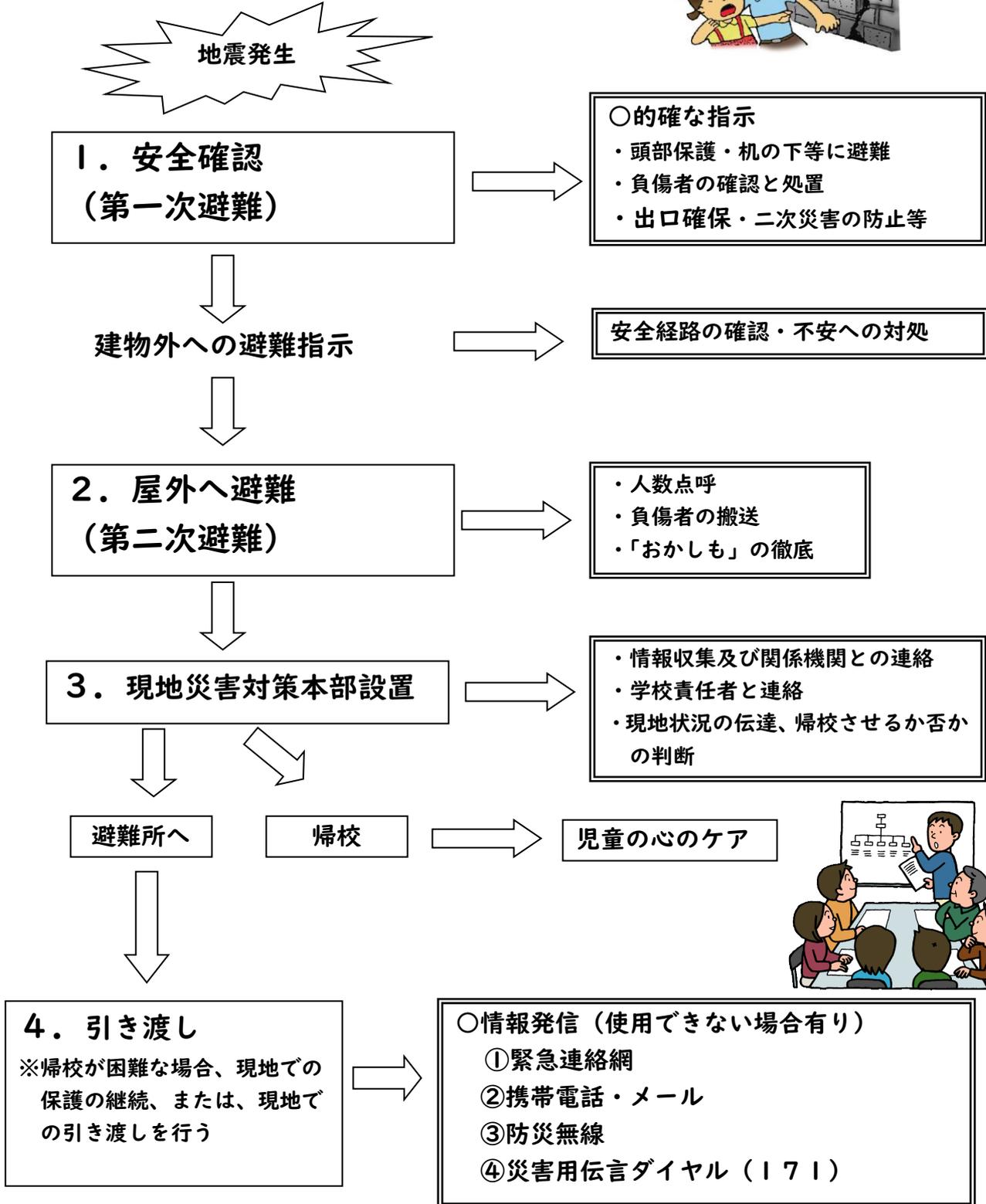
| 現在地 | 第 1 行 動 |
|-----------|--|
| 運動場 | ○建物やブロック塀、運動器具等から離れてしゃがみ、揺れのおさまるのを待つ。その場で教師の来るのを待つ。(大声で自分の居場所を伝える。) ○絶対に走り回らない。 |
| 路上 その他 | ○建物やブロック塀から離れてしゃがみ、揺れのおさまるのを待つ。 ○揺れがおさまったら、最寄の安全な場所に避難する。 |

《プールにいる場合》

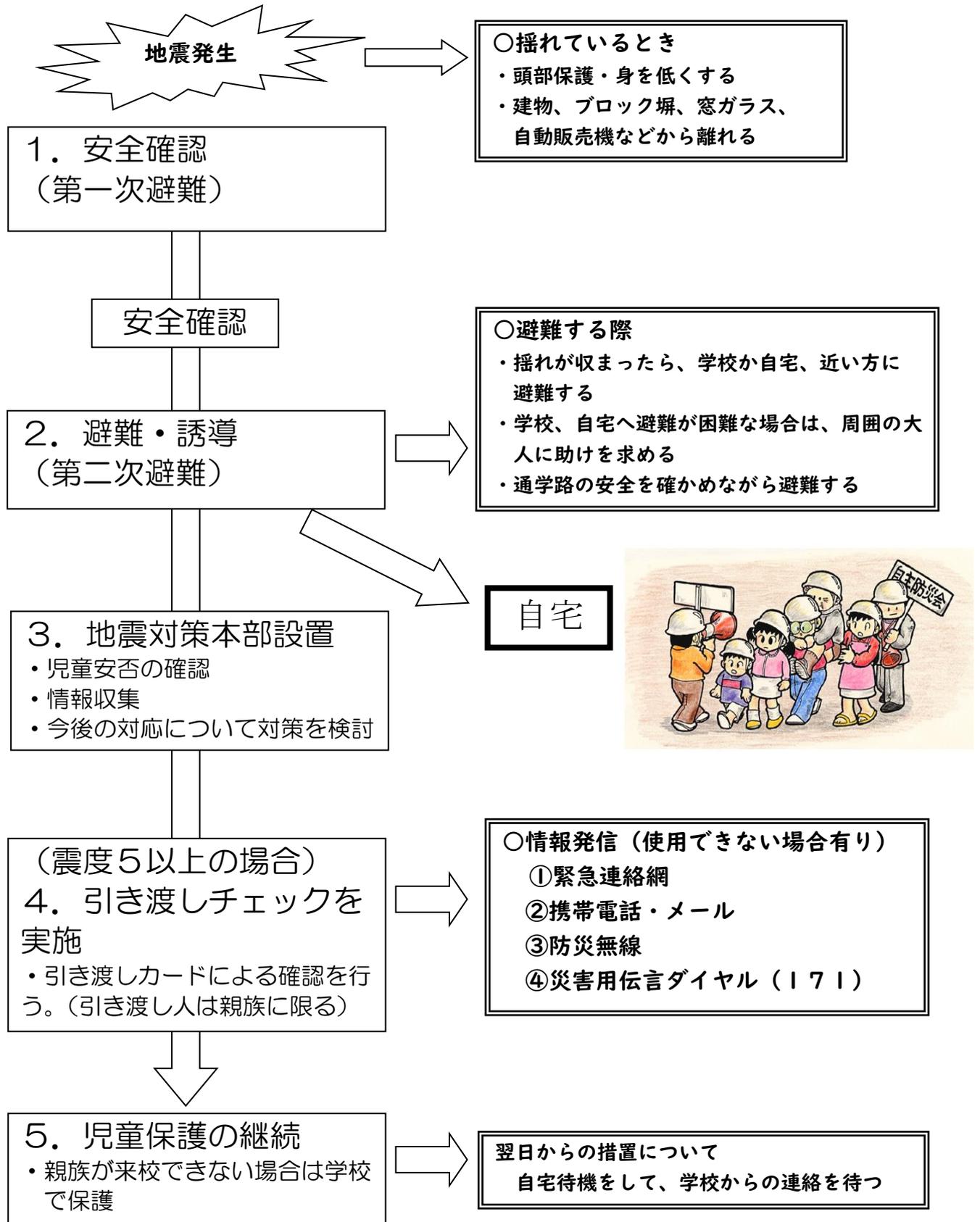


| 現在地 | 第 1 行 動 |
|-----|---|
| プール | ○（水に入っている時は、すぐにプールサイドにあがり）プールサイドにしゃがみ、揺れのおさまるのを待つ。その場で教師の来るのを待つ。 （大声で自分の居場所を伝える。） ○絶対に走り回らない。 ○揺れがおさまったら、最寄りの安全な場所に避難する。 |

児童が校外学習参加時に地震が発生した際の 対応マニュアル

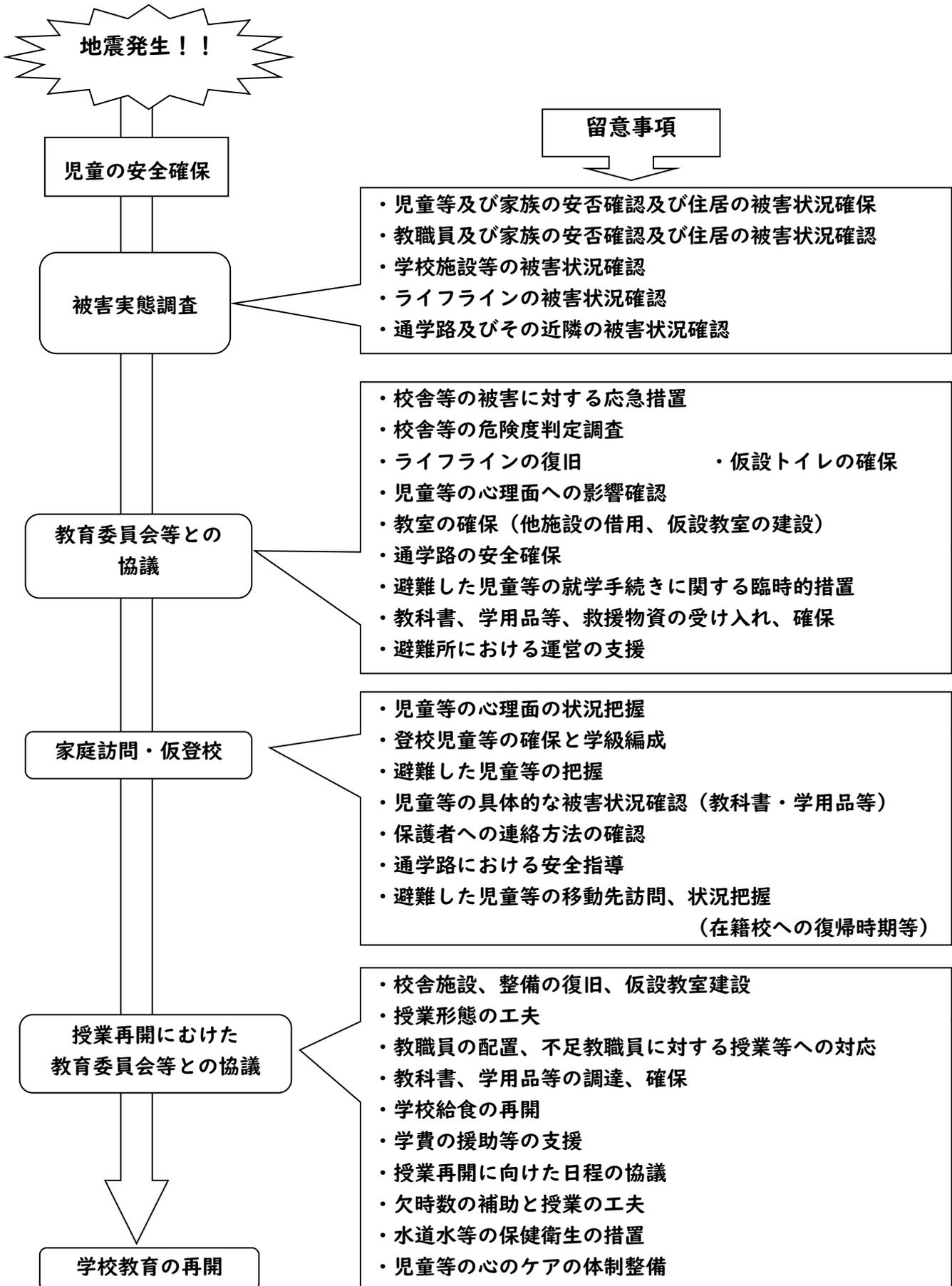


児童が登下校しているときに地震が発生した際の 対応マニュアル



◇学校再開に向けた対応

(1) 再開までの流れ



(2) 再開までの対応<詳細>

i) 事故・災害等発生後の臨時休業・臨時登校等の措置

①事故・災害等発生後の臨時休業の判断

校長は、下記の基準に当てはまる場合、四万十町教育委員会と協議の上、臨時休業の実施について判断する。臨時休業を決定した場合は、多様な手段を用いてその旨を保護者に連絡するとともに、教育委員会へ報告する。

【臨時休業の判断基準】

- *震度5以上の地震（但し、学区内の被害が軽微である場合を除く）
- *事故・災害等により、本校に避難所が開設されるなど、校区内に大きな被害が出た場合
- *その他、事故・災害等により臨時休業が必要と認められる場合 等

【臨時休業の保護者等への連絡手段】

- *連絡システム「すぐーる」による配信
- *学校入口（児童玄関）への掲示
- *避難所への掲示 等

②臨時登校の実施

校長は、臨時休業が5日以上継続すると見込まれる場合、必要に応じて、四万十町教育委員会と協議の上、登校可能な児童・教職員を対象に「臨時登校日」を設けて臨時登校を実施する。

【臨時登校の目的】

- *登校可能な児童、勤務可能な教職員の人数確認
- *児童の心理面の状況把握・安定確保
- *児童の学習環境（教科書・学用品等）における被害の実態把握

【実施上の留意点】

- *校舎等被害の応急措置、危険箇所の立入制限等を行い、安全を確保（校舎等の被害状況により、代替施設の確保も検討）
- *ライフライン（上下水道、電力）、トイレの復旧状況を考慮
- *通学路の安全性を確認（必要に応じ、集団登下校など安全な通学手段を検討）

なお、臨時登校実施に際しては、上記①で示した多様な手段を用いて、保護者への連絡を行う。

ii) 学校教育の再開に向けた被害状況調査

校長は、被害状況把握担当の教職員に指示して、学校教育の再開に向け下記の被害状況を調査し取りまとめるとともに、必要な措置を講じる。

| | |
|---------------------|---|
| <p>児童・教職員の被害</p> | <p>発災直後に実施した安否確認で得られた情報を基に(必要に応じて追加的な調査を行い)以下の情報を取りまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> *児童及びその家族の安否、住居等の被害状況 *教職員及びその家族の安否、住居等の被害状況 |
| <p>校舎等の施設、設備の被害</p> | <p>校舎等の施設・設備について被害状況を把握するとともに、必要な応急措置等を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> *学校施設・設備の安全確認及び転倒物等の片付け・整理 <ul style="list-style-type: none"> ※後日の報告等に備え、被害状況等を写真撮影して記録、校内平面図に位置を明記 *危険物・危険薬品(理科室、灯油保管場所等)の安全確認と必要な措置 *学校給食施設・備品の点検と必要な措置 *ライフライン(上下水道、電力、電話)の使用可否確認(使用不可の場合は、元栓閉、ブレーカー遮断等を実施) *危険箇所・使用禁止箇所について、立入禁止区域等を設定、表示等を実施 *四万十町教育委員会に対し、以下を要請・専門家による点検(地震の場合は「応急危険度判定」、被害箇所の応急処置・復旧・ライフライン事業者による点検・復旧) |
| <p>通学路・通学手段の被害</p> | <p>通学の安全確保のため、以下の情報を収集し、通常の見学手段による通学の可否について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> *学校周辺及び通学路の被害状況、危険箇所 *スクールバスの運行可能性(四万十町教育委員会を通じ、各路線運転手に確認) |

iii) 応急教育に係る計画の作成

校長は、上記(2)の調査結果を基に、四万十町教育委員会と協議・連携して、以下の①、④を検討し、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を作成する。なお、計画の作成に当たっては、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医等と連携し、児童の心身の状態に配慮する。

①教育の場の確保

校舎等のうち安全が確認された箇所を用いるほか、必要に応じ、他施設(隣接校、その他の公共施設等)の借用、仮教室(仮設校舎)の建設などを検討する。

※事故等の場合、発生現場等の使用は避けた校舎使用計画を検討。

なお、ライフライン復旧が見込まれない場合は、仮設トイレ、仮設給水栓・給水蛇口等を確保する。また、他施設を借用する場合には、当該施設への通学手段、通学時の安全確保についても併せて検討する。

②教育課程等の再編成

被害状況等を踏まえ、必要に応じて以下の対応を取る。

- 授業形態の工夫（始業遅延、短縮授業、2部授業、複式授業など）
- 臨時学級編成
- 臨時時間割の作成
- 教職員の再配置・確保
- 学校行事（卒業式等）の実施方法の工夫（校庭や学校外施設の利用など）
- 給食への対応（調理不要物資を用いた簡易給食、弁当持参など）

③避難所運営との調整

学校施設が避難所として使用されている場合、学校教育の再開に向けて、窪川地区自主防災組織と協議を行い、以下の点について確認・依頼する。

【避難所運営組織との協議事項】

- *立入禁止区域（危険箇所のほか、学校教育に用いる区域）の確認
- *動線設定（児童等学校関係者と避難者の動線をできるだけ区分）
- *生活ルール（活動時間帯、施設・設備の利用方法、その他）

④教育活動再開時期の決定・連絡

下記の状況を考慮しつつ、四万十町教育委員会と協議の上、教育活動の再開時期を決定する。

【教育活動再開における考慮事項】

- *学校施設の応急復旧状況
- *危険箇所の立入禁止措置など安全対策の状況
- *ライフライン（上下水道・トイレ、電力、通信回線等）復旧状況
- *通学路の安全確保状況
- *利用できる教室数など、教育の場の確保状況
- *登校可能な生徒数、勤務可能な教職員数
- *避難所としての本校の利用状況 など

授業再開時期を決定した後は、上記（1）②に示した多様な手段を用いて、保護者・児童への連絡を行う。

iv) 被災児童への支援

①教科書・学用品等の確保

校長は、児童の学習に支障が生じないように、以下のとおり教科書・学用品等の確保に努める。

- 児童の安否確認、被害状況確認を通じて得られた教科書・学用品等の損失状況に関する情報を取りまとめ、速やかに〇〇市教育委員会へ報告する。（災害救

助法が適用された場合は、学用品の給与が実施されるため)

- 当面、必要な教材・学用品等については、学校に備える教材等の有効利用により対応する。
- 教科書等がない児童への配慮のため、必要に応じ、ワークシート等を活用する。

②就学の機会確保

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により被災し就学援助が必要な児童の把握に努めるとともに、その情報を取りまとめ、四万十町教育委員会に報告する。

③避難・移動した児童、転出する児童への対応

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により避難・移動した児童及び転出する児童について、以下のとおり対応する。

- 避難・移動した児童について、電話等による連絡・移動先訪問などを行い、実状（在籍校への復帰時期等）を把握する。
- 転出した児童については、転出先の学校と情報交換を行い、心のケア等について十分に配慮する。

◇避難所運営への協力

(1) 避難所開設・運営支援の基本方針（本校の果たす役割）

本校に避難所が設置された場合、教職員は、児童の安全確保及び学校機能の維持・教育活動の早期再開を最優先としつつ、施設管理者として避難所の設置・運営に協力する。

(2) 避難所開設・運営支援の実施事項

本校に避難所が開設される場合の対応については、別途、四万十町及び窪川地区自主防災組織と事前協議により定めた「窪川小学校避難所運営マニュアル」に従うものとする。

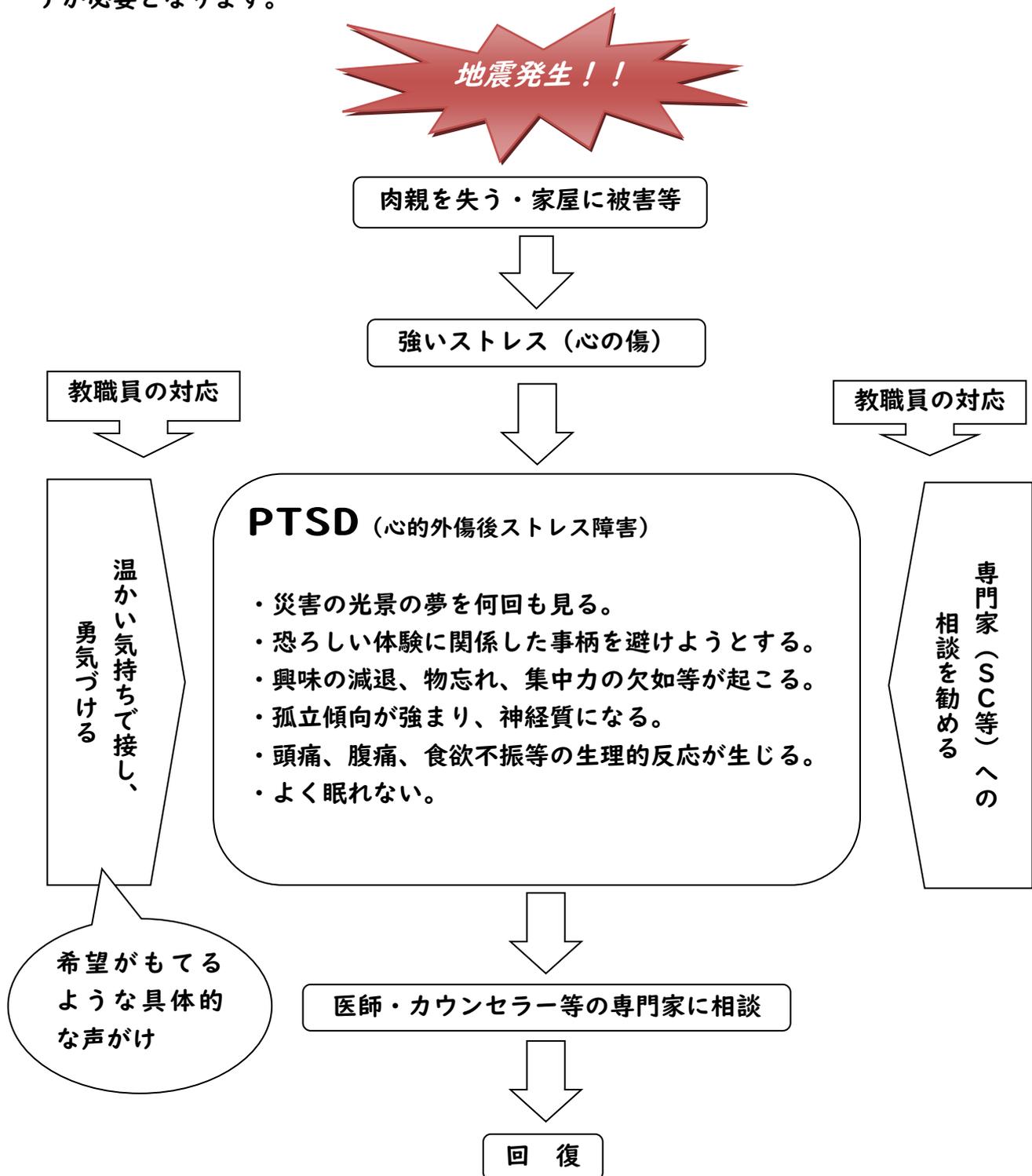
なお、上記の避難所運営マニュアルに定める本校の主な役割は、以下のとおりである。

- 施設管理者としての校舎等の安全確認、危険個所の立入禁止措置
- 事前に定めた避難所としての学校施設の利用方法（避難所空間配置図）に基づく避難所利用スペースの確認、その他スペースの立入禁止措置
- 町災害対策本部より派遣された避難所担当職員への支援
- 避難所運営組織の会議への出席・協議参加

校長は、四万十町災害対策本部より本校に避難所を開設する旨の連絡を受けた場合、避難所支援担当教員＜教頭＞に指示して、上記の対応を行う。

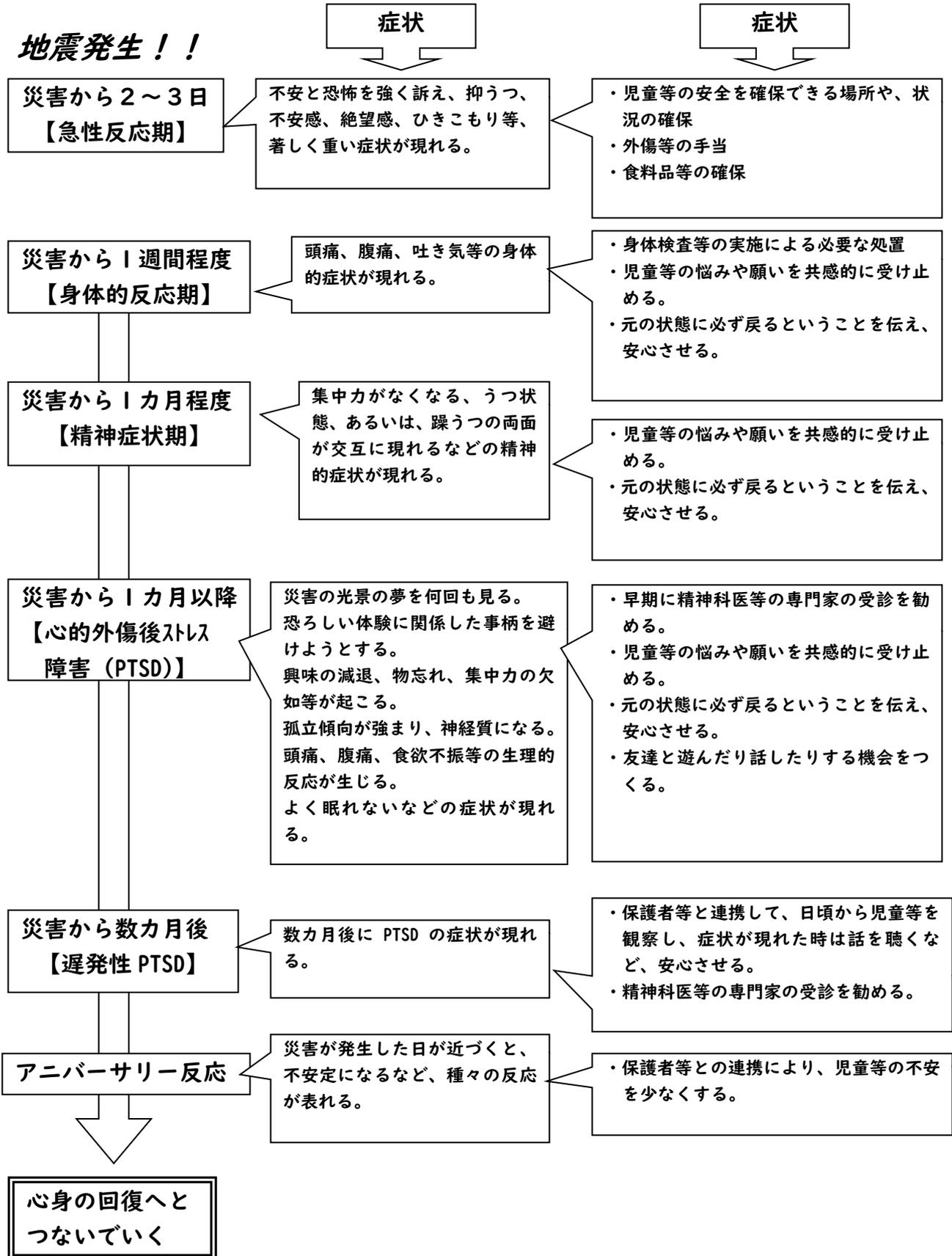
大災害や事故等で、両親を失ったり家屋に被害を受けたりすると、児童等によっては、表面的には普通と変わりなく見えるが、心の奥深いところには、心的外傷の問題としてダメージが大きく残り、このことがその後の社会生活をしていくうえで心に様々な影響を及ぼすことがあります。

このため、児童等の心の傷をいやすには、専門的な視点からの継続的、長期的な心のケアが必要となります。



大災害後、児童等に現れる可能性のある症状と、その対応

地震発生！！



(1) 管理職の対応

校長は、事故・災害等が発生した後、自身又は家族が被災した教職員及び事故・災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況を避けるなど心の健康に配慮するため、例えば以下の対応を検討する。

- 被災した教職員に、現実的な配慮を行う。
- 学校が避難所になった場合は、速やかに管理を行政に委ねる。
- 報道対応の窓口を一本化する。
- 不要不急の業務を判断し、教職員の業務分担を見直したり、応援を依頼したり、臨時の人員配置などを検討する。
- 事故・災害等への対応は、チームを組んで当たる態勢を取る。
- 教職員の心の健康に関する研修会を実施する。
- 状況により、心の健康に関するチェックを行う。
- 休みを取ることが本人の不利にならないように配慮する。

また、一日の活動の終わりに教職員間（必要に応じてスクールカウンセラー等を交える）で、その日の活動を振り返る時間をつくり、自由に安心して話せる環境下で、児童に関する情報共有と自分の体験やそれに伴う感情を語り合う機会を設ける。

(2) 教職員の対応

教職員は、事故・災害等が発生した後に児童への適切な支援を行うためには、自身の健康管理が重要であることを理解して、以下の点を心がける。

- 個人のできることには限界があることを認識し、一人で抱え込まない。
- ストレスに伴う心身の不調はだれにでも起こることを認識して、相談・受診をためらわない。
- リラクゼーションや気分転換を取り入れる。

さらに、自ら及び同僚の心身の状態を注意深く観察するとともに、その不調をできるだけ早期に発見して休息や相談につなげるよう努める。